

早期退職者の募集及び認定結果の公表

令和 8 年 4 月 9 日

岩国市長 福 田 良 彦

岩国市職員の退職手当に関する条例（平成 18 年条例第 61 号。以下「条例」という。）第 14 条の 2 第 17 項の規定に基づき、令和 7 年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表する。

1 募集実施要項

別添のとおり

実際の募集の期間	退職すべき期日	条例第 14 条の 2 第 11 項に規定する方法の有無
令和 7 年 9 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで	令和 8 年 3 月 31 日	無

2 認定を受けた応募者の数（教育委員会等の各執行機関分を含む。）

11 人

令和7年度定年前早期退職希望者募集実施要項

1 募集区別

岩国市職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第14条の2第1項第1号による募集（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、60歳（※1）から15年（※2）を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集）

※1 医師は65歳

※2 条例改正により定年から減ずる年数が15年から20年に変更されたが、経過措置により当分の間、「20年」を「15年」とする（岩国市職員の退職手当に関する条例附則第17項）こととなっている。

2 退職すべき期日

令和8年3月31日

3 募集する人数

5人程度

4 募集の期間

令和7年9月1日から同年9月30日まで

5 募集の対象となる職員の範囲

令和8年3月31日時点で、1に記載した年齢から15年を減じた年齢以上である職員（60歳の場合は、45歳以上である職員）

6 応募手続

「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第1号）」を各任命権者に提出すること（市長部局職員は職員課、教育委員会職員は教育政策課、議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局職員は、各事務局へ）。

7 応募した職員への認定通知の予定時期

令和7年10月末頃

8 その他

- (1) 条例第14条の2第9項の規定により応募の取下げを行うことができます。
- (2) 条例第14条の2第9項各号に掲げる職員は応募することはできません。
- (3) 条例第14条の2第11項の規定により認定をしない旨の決定をする場合があります。
- (4) 詳細については、条例等を参照してください。

9 問い合わせ
総務部職員課